

限度額設定型貿易保険

目 次

1. はじめに	1
2. 限度額設定型貿易保険とは	
(1) 限度額設定型貿易保険の特徴	2
(2) 限度額設定型貿易保険とは	2
3. 対象となる貿易取引	
(1) 対象となる輸出契約等	3
(2) 対象とならない輸出契約等	3
4. てん補範囲	
(1) てん補リスクの種類	5
(2) 各リスクごとのてん補の範囲	5
(3) 免責事項	7
(4) 安全保障管理と輸出規制	8
(5) 保険金不払い・保険金返還・保険契約解除・失効	9
5. 保険期間	10
6. 保険金額	11
7. 保険金支払限度額	11
8. 期中での保険金支払限度額の増額のお申込み	14
9. 期中での仕向国追加のお申込み	15
10. 保険料	15
11. 保険のご相談・お申込みフロー	17
12. 契約締結の通知	17
13. 損失の発生などの通知	
(1) 事情発生の通知	18
(2) 危険発生の通知	18
(3) 損失発生の通知	18
(4) 危険または損失発生通知後の入金通知	18
14. 保険金の請求	
(1) 保険金の請求期間	19
(2) 支払保険金	20
15. 債権の回収	
(1) 回収義務	22
(2) 回収金の納付	24
(3) 外貨による回収金の納付	24
16. サービサー回収制度	
(1) 「サービサー回収制度」とは	25
(2) 「サービサー回収制度」の対象債権と対象国	25
(3) サービサー回収への移行時期	25
17. 保険のお申込み窓口	27
18. 貿易保険に関するお問い合わせ先	27
19. 日本貿易保険ホームページによるご案内	28

1. はじめに

海外とのお取引、リスク管理は万全ですか？

我が国企業の方々が、輸出を通じ海外市場に積極的に挑戦されることは、我が国経済全体の活性化と発展のためにも極めて重要です。

しかしながら、海外とのお取引には様々な危険(リスク)が伴います。海外バイヤーと取引を行う際には、国内取引には存在しないようなリスクにも配慮する必要があります。例えば、輸出契約を締結して商品を輸出しても、バイヤーが倒産したり、また輸出先国が戦争・内乱状態や経済危機に陥った結果、外貨送金が規制されたりして、輸出代金の回収が不可能になるかもしれません。

海外とのお取引に伴うリスクを包括的に管理するためには、下記の「リスクのマトリックス」を念頭に、適切な手段を講じることが肝要です。

【海外取引に伴う「リスクのマトリックス」と事故事例】

	貨物の船積前危険 (輸出不能リスク)	貨物の船積後危険 (代金回収不能リスク)
非常危険(輸出先国等のカントリーリスク)	(例)輸出先国の突然の禁輸措置により商品が輸出不能となった。	(例)輸出先国の為替規制により輸出代金の送金ができなくなった。
信用危険(バイヤーの信用リスク)	(例)受注後船積みまでの間にバイヤーが破産して輸出不能となった。	(例)バイヤーの資金繰りが悪化し支払いが遅延、またはバイヤーが破産した。

貿易保険をご活用いただくことにより、上記のような海外取引に伴うリスクを包括的に管理いただくことが可能になります。独立行政法人日本貿易保険(NEXI)が引受を行う貿易保険は、国(経済産業省)が、再保険を引き受けることにより、その信用が補完されています。

本パンフレットでは、特定のバイヤーに対して保険をご利用いただける「限度額設定型貿易保険」についてご説明します。このパンフレットを通じて本保険の内容をご理解の上、海外取引に伴うリスク管理のために有効にご活用ください。(自社のすべての輸出取引を包括的に付保することをご希望のお客様には「企業総合保険」がございますので、そちらのパンフレットをご参照ください。)

- ・保険の詳細な内容については、限度額設定型貿易保険約款・関連規程および重要事項説明書をご覧ください。これらは、NEXIのホームページ(<http://www.nexi.go.jp>)よりダウンロードできます。
- ・お手続き等に関するご質問は、日本貿易保険お客様相談室(電話:本店 0120-672-094、大阪支店 0120-649-848)または本パンフレットに記載の連絡先までお問い合わせください。

2. 限度額設定型貿易保険とは

(1) 限度額設定型貿易保険の特徴

限度額設定型貿易保険は、貿易一般保険に比べ、手続きが簡単でわかりやすい商品となっております。

① **契約期間(保険関係成立期間)は1年間です。**

お客様が1年間に締結した輸出契約・仲介貿易契約(以下「輸出契約等」といいます。)が対象になります。

※契約期間中中途でのご解約、対象バイヤーの削除、保険金支払限度額の減額はできませんのでご注意ください。(なお、増額については13ページ参照。)

② **お客様が保険の対象とするバイヤーを選べます。**

お客様がリスクを感じるバイヤーを選んで保険をかけられます。

※バイヤーによってはお引き受けできないこともあります。

③ **手続きが簡単です。**

輸出契約等 1 件ごとに保険申込手続きや契約等の通知を行う必要はなく、保険関係成立期間中に締結した輸出契約等に対し、保険関係が自動成立します。

④ **保険金支払限度額を上限にお客様が受けた損失額の90%をてん補します。**

お支払いする保険金は合計して保険金支払限度額の範囲内となります。

※お客様が保険契約を更新された場合など、バイヤーを同じくする複数の限度額設定型貿易保険契約が存在し、各々の保険契約によって日本貿易保険が保険金を支払う場合は、上記の条件に加えて、支払保険金の合計額は各々の証券記載の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額の範囲内となります。

⑤ **お客様が設定した保険金支払限度額に応じて保険料をお支払いいただきます。**

保険料は、設定する保険金支払限度額にバイヤーの属する国のカテゴリーおよびバイヤーの格付ごとに定めた保険料率(年率)を乗じて算出し、保険契約締結時にお支払いいただきます。

(2) 限度額設定型貿易保険とは

限度額設定型貿易保険は、輸出契約等に係る船積前の船積不能および船積後の代金回収不能リスクをてん補する保険です。この保険の対象となる契約は、保険関係成立期間内(1年間)に締結された輸出契約等(引受条件に合致する取引で、締結から決済の期間が1年以内のもの)であり、その決済期限までの間に輸入制限、為替取引の制限、バイヤーの法的倒産、支払遅延等の保険事故が発生した場合に、事前に設定したバイヤーごとの保険金支払限度額を限度(上記(1)④の※をご参照ください。)としてその損害額に対して保険金を支払います。

☆ 引受条件(3ページの「3. 対象となる貿易取引」をご参照ください。)を満たさない輸出契約等は、通知いただいても免責となりますのでご注意ください。

☆ なお、引受条件を満たさない輸出契約等や技術提供のポジションの占める割合が高いお取引について付保を希望されるお客様につきましては、貿易一般保険をご用意しております。(詳しくは、貿易一般保険のパンフレットをご覧ください。)

☆ お客様が企業総合保険特約書を締結されている場合で、輸出契約等が企業総合保険特約書の付保対象となる場合は、当該輸出契約等について限度額設定型貿易保険をお申込みいただくことはできません。

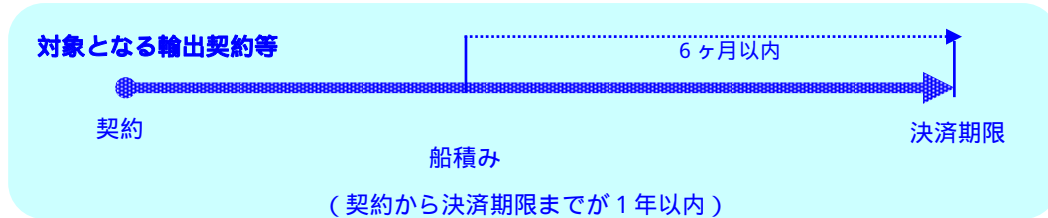
☆ この保険においては、海上保険のてん補の対象となるような物損についてはてん補されませんので、ご注意ください。

3. 対象となる貿易取引

(1) 対象となる輸出契約等

本保険の対象となる輸出契約等は、以下の条件をいずれも満たすものです。

- ① 契約締結から決済期限までの期間が1年以内であること。
- ② 船積みの日から決済期限までの期間が6ヶ月以内であること。



※ 「案件枠」を設定している国を支払国とする場合は、輸出契約等の契約金額が当該「案件枠」の範囲内であること。

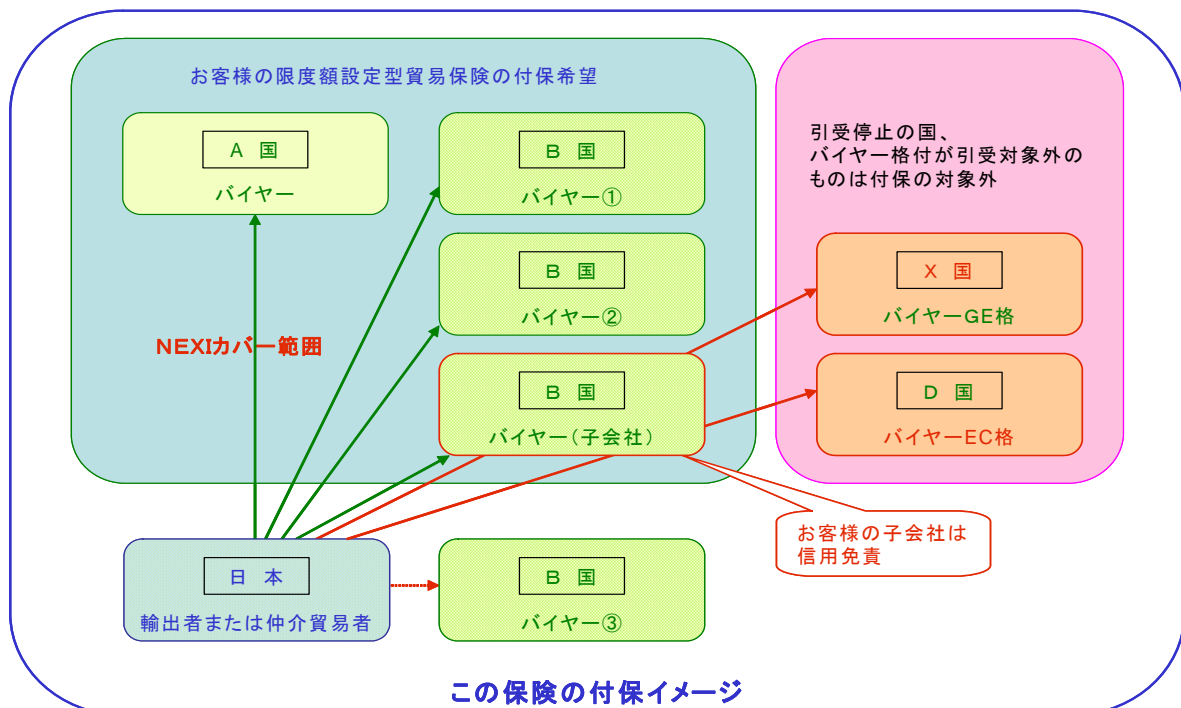
(2) 対象とならない輸出契約等

上記条件を満たさない輸出契約等以外にも以下の契約などは本保険の対象となりません。詳しくは7ページの免責事項をご覧ください。

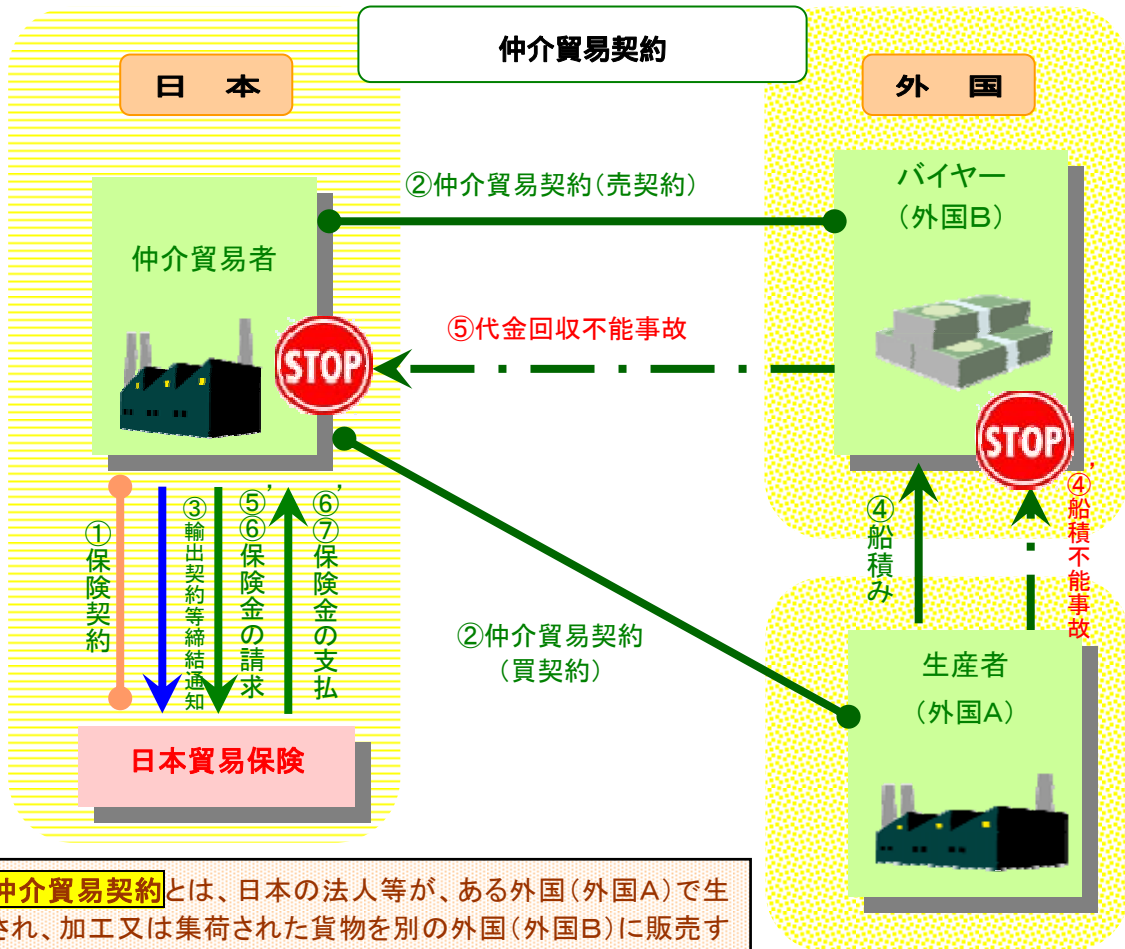
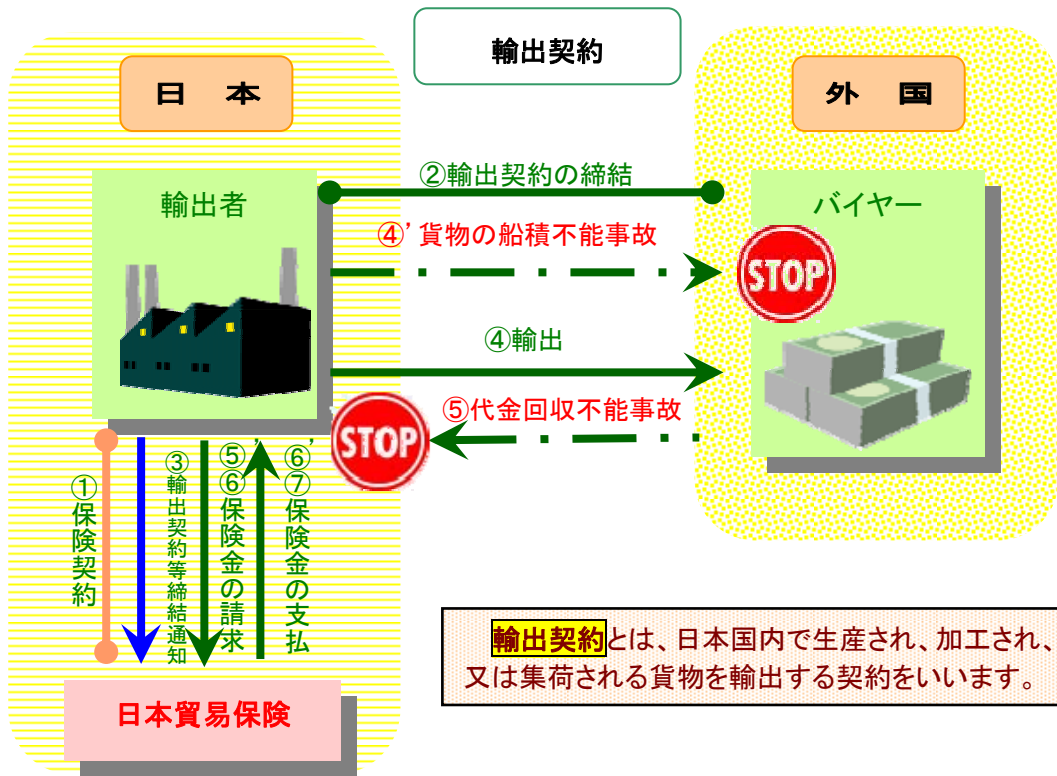
- ① 契約金額が 500 億円を超える輸出契約等
- ② リテンション決済が含まれる輸出契約等
- ③ 技術提供契約
- ④ 引受停止国に所在するバイヤーとの輸出契約等(仕向国も含みます。)
- ⑤ バイヤー格付が引受対象外である相手方との輸出契約等

※保険関係成立期間中に仕向国、支払国の国カテゴリーまたはバイヤー格付の悪化により引受対象外となり保険契約が失効する場合があります。

- ⑥ 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等
- ⑦ 契約金額が 15 億円を超える水力発電等プロジェクト(ダム、発電施設およびそれらの関連施設の建設事業等)の用に供する貨物等の輸出契約等
- ⑧ 輸出契約等の相手方と支払人が異なる場合
- ⑨ 仲介貿易契約の相手方が、買契約の相手方の本支店または子会社等である場合



契約形態別のイメージ図



4. てん補範囲

(1) てん補リスクの種類

この保険がてん補するリスクは、大きく分けて契約当事者には責任がない不可抗力的なリスク（以下**非常危険**といいます。）と契約の相手方の責任により発生するリスク（以下**信用危険**といいます。）に分類され、貨物の船積前のリスクの発生による船積不能のケースと船積後の代金回収不能のケースに分けられます。

また、本保険においては非常危険と信用危険はセットで引き受けることとなり、どちらか一方のみの選択は出来ません。

(2) 各リスクごとのてん補の範囲

てん補リスクの詳細な内容は、次のとおりです。

貨物の船積不能リスク（＝船積前のリスク）

非常危険	貨物を輸出する契約を締結した場合に、仕向国の戦争、革命、テロ行為その他の内乱等の非常危険（6ページの①～⑩）により、船積みすることができなくなったために受ける損失をてん補します。 また、仲介貿易契約（日本以外の国から貨物を調達し、仕向国に貨物を販売する契約）を締結した場合にも、同様の損失をてん補します。ただし、調達国（船積国）において生じた事由はてん補しません。
信用危険	貨物を輸出する契約を締結した場合に、相手方についての破産手続開始の決定や相手方が政府関係機関である場合の一方的なキャンセルといった信用危険（6ページの⑪～⑬）により、船積みすることができなくなったために受ける損失をてん補します。 また、仲介貿易契約を締結した場合にも、同様の損失をてん補します。ただし、調達国（船積国）において生じた事由はてん補しません。

② 代金の回収不能リスク（＝船積後のリスク）

非常危険	貨物を輸出した場合において、支払国における戦争等または支払国の外貨不足等の事情等の非常危険（6ページの①～⑨）により、貨物の代金を回収することができなくなったために受ける損失をてん補します。 また、仲介貿易契約により、貨物を販売した場合においても、同様の損失をてん補します。
信用危険	貨物を輸出した場合において、相手方についての破産手続開始の決定や債務不履行といった信用危険（6ページの⑭、⑮）により、貨物の代金を回収することができなくなったために受ける損失をてん補します。 また、仲介貿易契約により貨物を販売した場合においても、同様の損失をてん補します。

それぞれのてん補リスクにおけるてん補事由は次のとおりです。

非常危険のてん補事由

- ① 外国において実施される為替取引(外貨交換及び外貨送金を含む。)の制限又は禁止
- ② 仕向国において実施される輸入の制限又は禁止
- ③ 政府間合意に基づく債務繰延べ協定又は支払国に起因する外貨送金遅延
- ④ 為替の換算率にかかわらず現地通貨による決済をもってする債務の弁済を有効とする旨の支払国の法令の制定その他の外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を免除する措置又は決定
- ⑤ 外国の政府、州政府又は地方公共団体による収用
- ⑥ 外国の政府、州政府又は地方公共団体による債務の全部又は一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定
- ⑦ 国際連合その他の国際機関又は仕向国以外の国による経済制裁
- ⑧ 本邦外において生じた次のいずれかに該当する事由
 - イ 戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒擾又はゼネラルストライキ
 - ロ 暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、噴火、津波、人為的でない火災その他の自然現象による災害
 - ハ 原子力事故
 - ニ 輸送の途絶
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、本邦外において生じた事由(保険契約締結の当時取得することを必要とした輸入許可又は為替の割当を取得できないこと及び保険契約締結の当時取得していた輸入許可の効力に付されていた条件又は期限により輸入許可が効力を失ったことを除く。)であって、輸出契約等の当事者の責めに帰することができないもの
- ⑩ 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による輸出の制限若しくは禁止(同法第25条の2又は第53条の規定による禁止を除く。)又は仲介貿易貨物の販売の制限若しくは禁止(同法第25条の2の規定による禁止を除く。)

信用危険のてん補事由

- ⑪ 輸出契約等の相手方が外国の政府、州政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者である場合において、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したこと又は次に掲げるいずれかの事由によりお客様が当該輸出契約等を解除したこと(お客様の責めに帰することができない場合に限る。)
 - イ 相手方から輸出契約等で定めた条件につき変更(当該変更に伴うお客様の改造等に要する支出増加見込額が当該輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売によりお客様が取得し得べかりし利益相当額を超えると認められるものに限る。)の申込みがあったこと
 - ロ 相手方から輸出契約等で定めた決済期限又は船積期日につき1年以上の期間の繰延べの申込みがあったこと
 - ハ 輸出契約等に基づき貨物の船積前において決済されるべき金額につき1年以上の支払遅延があったこと
 - ニ その他イからハまでに準ずる事実があったこと
- ⑫ 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定(破産手続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)
- ⑬ 輸出契約等の相手方についての破産手続開始の決定に準ずる事由(支払不能の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合に限る。)
- ⑭ 輸出契約等の相手方の3月以上の債務の履行遅滞(お客様の責めに帰することができないものに限る。)

(3) 免責事項

この保険において、以下に掲げる損失が発生した場合は免責となり、当該損失に対して保険金は支払われません。

1. 以下のいずれかに該当する輸出契約等に係る損失
 - ① 輸出契約等の契約金額が500億円超であるもの
 - ② 輸出契約等の締結の日から最終決済期限の日までの期間が1年超であるもの
 - ③ 代金等の決済期限が船積の日又は対価の確認日から6月超であるもの
 - ④ リテンション決済が含まれているもの
 - ⑤ 輸出契約等に表示された通貨(邦貨の場合も含む。)と異なる通貨により代金等の決済が行われる旨の規定を有するものであって、表示通貨と異なる通貨への換算方法が明確に定められていないもの
 - ⑥ 保険証券記載の輸出契約等の相手方、仕向国及び支払国のいずれかが異なるもの
 - ⑦ 貿易保険施行令で定める事項(貨物の名称、型又は銘柄、数量、仕向国、船積時期、取引条件等)を備えていないもの
 - ⑧ 原子力発電等プロジェクト(原子力関連機材等を用いる施設の建設・補修等をいう。)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの
 - ⑨ 水力発電等プロジェクト(ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等をいう。)の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が15億円超のもの
2. お客様又はお客様の代理人若しくは使用人の故意又は重大な過失により生じた損失
3. 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失(共同海損、救助料その他海上保険によって通常でん補される損失を含む。)
4. 輸出契約等に関してお客様による法令(外国の法令を含む。)違反があった場合において生じた損失
5. お客様と輸出契約等の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失
 - ① お客様の本店又は支店(お客様が支店の場合は、他の支店を含む。)
 - ② お客様と特定の資本関係がある輸出契約等の相手方(お客様の親会社(お客様の議決権の過半数を保有する法人)、子会社(お客様が議決権の過半数を保有する法人)、兄弟会社(お客様の親会社の子会社)など[これらの支店も含む。])
 - ③ お客様と特定の人的関係がある輸出契約等の相手方(お客様からの取締役等の派遣先、派遣先の派遣先、お客様への取締役等の派遣元、派遣元の派遣元、お客様への取締役等の派遣元の親会社・子会社、お客様からの取締役等の派遣先の子会社、お客様の親会社からの取締役等の派遣先、お客様の親会社への取締役等の派遣元、お客様の子会社からの取締役等の派遣先[これらの支店も含む。])
 - ④ その他①～③と実質的に同視できると日本貿易保険が特に認めた輸出契約等の相手方
6. 仲介貿易契約において、仲介貿易契約の相手方と買契約(仲介貿易契約に基づいて販売若しくは賃貸するために、仕向国以外の外国において生産、加工、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。)の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失
 - ① 仲介貿易契約の相手方と買契約の相手方が本支店関係にある場合(買契約の相手方が支店の場合は、仲介貿易契約の相手方が他の支店の場合を含む。)
 - ② 仲介貿易契約の相手方と買契約の相手方が特定の資本関係にある場合(例えば、買契約の相手方の親会社(買契約の相手方の議決権の過半数を保有する法人)、子会社(買契約の相手方が議決権の過半数を保有する法人)、兄弟会社(買契約の相手方の親会社の子会社)など[これらの支店も含む。])
 - ③ その他①及び②と実質的に同視できると日本貿易保険が特に認めた場合
7. 保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの当該事由による損失
8. お客様の告知義務違反により日本貿易保険が解除した保険契約における損失
9. お客様が、約款に基づく保険関係について、日本貿易保険の承認を受けないで保険の目的を譲渡(譲渡担保の設定を含む。)した場合には、譲渡された当該保険の目的に係る損失

(4) 安全保障管理と輸出規制

国際的な平和及び安全を維持するために、武器そのものの他、軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡さないようにする安全保障管理に努める必要があり、日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号) (“外為法”)に基づき輸出規制が行われており、規制に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可が必要になります。

もし、輸出規制への注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまっている可能性もあり、法律に基づき刑罰を科せられることがありますので、自主管理の下で十分な注意が必要です。

万が一、保険契約締結後に、大量破壊兵器キャッチオール規制・通常兵器補完的輸出規制によるインフォーム要件に該当若しくは客観要件に該当し、輸出許可の申請に対して不許可処分を受け貨物を輸出できなくなっても、下記所定の手続きがなされている場合には、保険事故のてん補事由に該当となりますが、手続きを怠っていると、保険契約を解除することもあります。(「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取り扱いについて」(平成13年4月1日 01-制度-00040))

	保険申込前迄に該当した場合	保険契約締結以降に該当した場合
インフォーム要件に該当	保険申込に際し、別紙様式により通知	該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式により通知
客観要件に該当 ¹		輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式により通知
ノウ要件に該当 ²		ノウ要件を定める規定に基づき報告を行った日から一週間以内に別紙様式により通知

更に、下記に該当する場合は、免責となり保険金が支払われない可能性がありますので、ご注意ください。

- ① 保険申込時までノウ要件に該当した旨の通知を受けた場合
- ② 保険契約に係る輸出契約等の相手方と、当該保険契約締結前に補完的輸出規制による輸出不許可処分により保険金を支払った保険契約に係る輸出契約等の相手方が同一の場合
- ③ 保険契約に係る輸出契約等の仕向国及び輸出者と、当該保険契約締結前に補完的輸出規制による輸出不許可処分により保険金を支払った保険契約に係る輸出契約等の仕向国及び輸出者がそれぞれ同一の場合
- ④ 保険契約に係る輸出契約等の相手方が公開情報により輸出令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ及び第4号イに規定する開発等に関与している可能性が高いと認められる場合
- ⑤ その他補完的輸出規制による輸出不許可処分を受ける可能性が高いと認められる場合

¹ 「客観要件に該当」とは、輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物であり、「輸出貨物が核兵器などの開発などの為に用いられるおそれがある場合を定める省令(平成13年経済産業省令第249号)の各号のいずれかに該当したときをいう。

² 「ノウ要件に該当」とは、「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器などの第3号イ及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器などの開発等の為にもちいられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取り扱いについて」(平成14年3月29日 平成14-03-18 貿易局第1号)の規定に該当したことをいう。

(5) 保険金不払い・保険金返還・保険契約解除・失効

本保険においては、7ページ以降に説明した免責事項のほか、以下のとおり、保険金の不払いや返還または保険契約の解除、失効に該当する事項があります。

- ① 以下の事由が発生した場合は、保険金の全部もしくは一部を支払わず、または保険金を支払い済みであった場合に当該保険金の全部もしくは一部を返還していただくことがあります。

- お客様又はお客様の代理人若しくは使用人の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき
- お客様が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき
- お客様が約款の条項に違反したとき(例:お客様が、損失発生又は危険発生の通知(18ページの13.(2)及び(3)参照。)を怠った場合)

- ② 以下の事由が発生した場合は、当該保険契約の全部または一部を解除することがあります。

- 保険契約締結の当時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実のあることについて、故意又は過失によって、日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたとき
- お客様が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったとき
- お客様が、輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき
- お客様が約款の条項に違反したとき

- ③ 以下の事由が発生した場合は、当該保険契約の全部または該当する証券記載の相手方に係る部分は失効します。

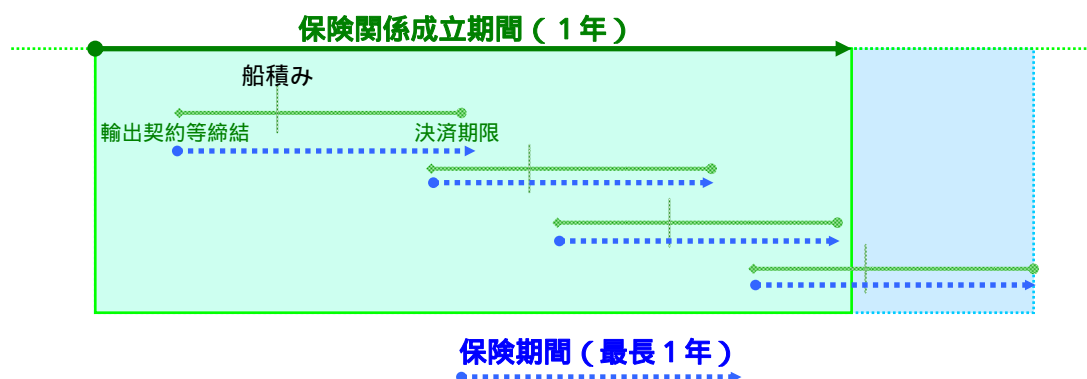
- 証券記載の仕向国または支払国が、日本貿易保険が定める引受停止国になったとき
- 輸出契約等の相手方の格付がEC格もしくはSC格に格付されたとき、または事故管理区分(GR格、ER格、SR格、GB格、EB格、SB格)となったとき

- ④ 危険・損失発生通知等の提出を怠りますと保険金が支払われないことがあります。

- 事情発生通知書、危険・損失発生通知書等の提出を怠りますと、当該通知の損失だけでなく、他の保険契約、保険関係の損失についても保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。
*危険・損失発生通知書等が提出されますと、保険対象パイヤーの格付けは事故管理区分R(GR格、ER格、SR格、GB格、EB格、SG格)に格下げとなります。
*各種通知内容については、18ページの「損失の発生などの通知」をご参照ください。

5. 保険期間

この保険では、保険契約締結の日の属する月の1日から**1年の間**に締結された輸出契約等について、輸出契約等の締結日から決済期限までの期間(以下**保険期間**といいます。)に発生した損失をてん補します。



輸出契約等の締結日は、以下に該当する日とします。

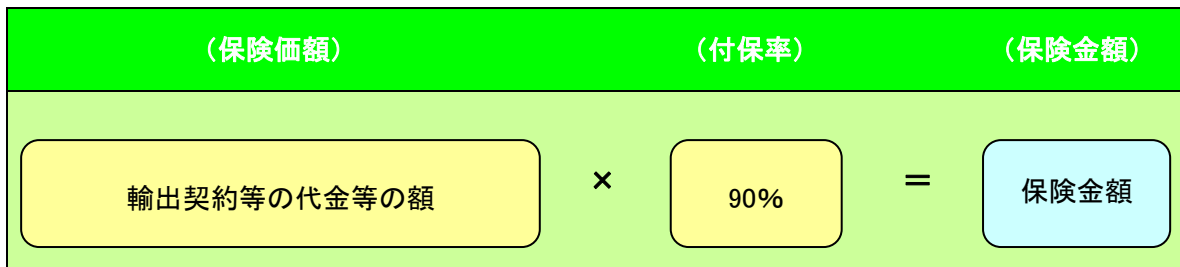
- ① 輸出契約等を証する書類(以下「輸出契約書等」という。)を作成し、契約当事者双方がサインをする場合においては、契約当事者双方がサインを行った日、又は輸出者若しくは仲介貿易者(以下「輸出者等」という。)若しくは輸出契約等の相手方がサインを行った日のどちらか遅い日
- ② 輸出契約等に発効条件が付されている場合は、契約発効日
- ③ パーチャス・オーダーにカウンターサインをすることで契約を成立させる場合においては、カウンターサインをした日。ただし、カウンターサインの日付が確認できない場合はパーチャス・オーダーの日付とする。
- ④ パーチャス・オーダーに対してアクセプタンス・レターで契約を成立させる場合においては、アクセプタンス・レターの日付
- ⑤ プロフォーマ・インボイス又は見積書に対し信用状(以下「L/C」という。)が開設された場合(L/C上でプロフォーマ・インボイス又は見積書の番号等の照合できるとき)においては、L/Cの受領日
- ⑥ L/Cが契約に先行して開設され、L/Cの受領に対し輸出者等側の片サインの輸出契約書等で契約を成立させる場合(L/Cでプロフォーマ・インボイス又は見積書の番号等がリファーされていないとき)においては、輸出契約書等の作成日。ただし、L/C開設日と輸出契約書等の作成までの期間が2月以内であること。
- ⑦ 輸出者等側の片サインの輸出契約書等に対しL/Cが開設された場合(L/Cが当該契約に基づくものであることを確認できること。)においては、L/C受領日
- ⑧ 輸出者等側の片サインの契約書と輸出契約等の相手方の応諾電子メール等で輸出契約等を成立させる場合においては、電子メール等の発信日。ただし、電子メール等で輸出契約等の相手方がカウンターサインした日付等応諾した日が確認できる場合は当該応諾日
- ⑨ 基本契約書(包括契約書)に基づいて輸出契約等の相手方からのオーダーの電子メール等の場合においては、コンファームの電子メール等の発信日。なお、そのような書類がない場合は、オーダーの電子メール等の発信日
- ⑩ その他契約当事者双方の合意の成立が確認できる日

(注) ⑧⑨に該当する場合で保険金請求される場合は、相手方のサインのある輸出契約書等またはそれに準ずる書類(L/Cまたは相手方の応諾レター等)が必要となりますので、別途入手し、保管しておいていただく必要があります。

6. 保険金額

お客様が保険契約でカバーされているリスクによって損失を受けた場合に、輸出契約等ごとの保険金をお支払いできる上限の金額のことを**保険金額**といいます。

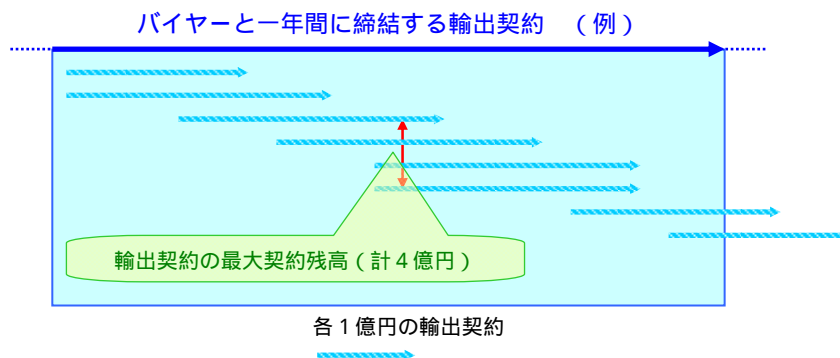
保険金額は、以下のように、輸出契約等の代金額等(以下**保険価額**といいます。)に 90%(以下**付保率**といいます。)を乗じて算出します。



7. 保険金支払限度額

この保険では、バイヤーごとに保険金支払限度額を設定します。保険金のお支払いは、個々の輸出契約等に対してはその保険金額の範囲内となり、お支払いする保険金の合計額は保険金支払限度額の範囲内となります。保険金支払限度額は、バイヤーごとに、今後1年間に見込まれる輸出契約等から予想される最大契約残高に90%を乗じた額を基準に設定します。ただし、バイヤーの格付等によってはご希望どおりに設定できない場合もございます。

$$\text{輸出契約等の最大契約残高} \times 90\% = \text{保険金支払限度額}$$



(上記図の場合の計算例)

$$\text{輸出契約の最大契約残高} \quad 4\text{億円} \times 90\% = \text{3億6千万円 (保険金支払限度額)}$$

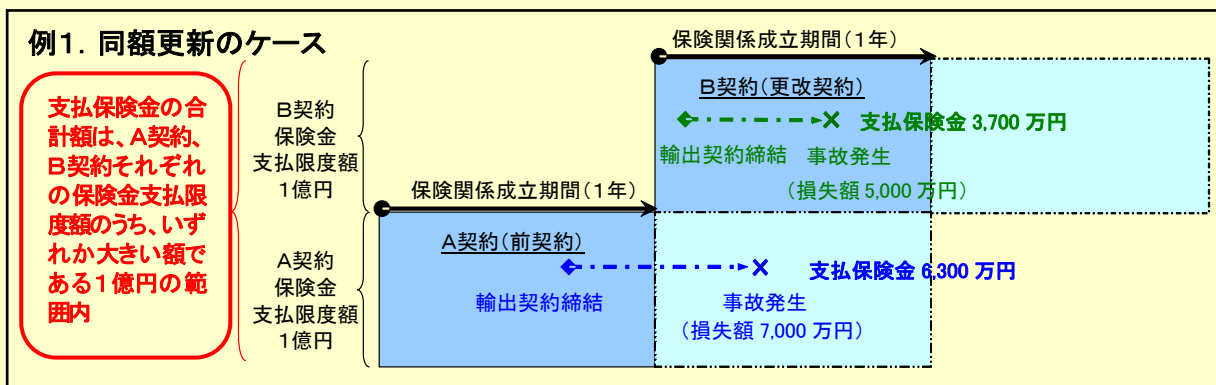
※ お客様が契約を更新された場合など、バイヤーを同じくする複数の限度額設定型貿易保険契約が存在し、各々の保険契約によって日本貿易保険が保険金を支払う場合は、前記の条件に加えて、支払保険金の合計額は各々の証券記載の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額の範囲内となります。以下の各事例(例1～3)をご参照ください。

【各事例共通の前提条件】

限度額設定型貿易保険(A契約)を契約していた契約者が、A契約の保険関係成立期間終了後に引き続き同一バイヤーについて、限度額設定型貿易保険(B契約)を契約(各契約の保険金支払限度額は各事例記載のとおり)。

その後、保険事故(代金の回収不能事故とします。)が発生し、A契約の保険関係成立期間内に締結した輸出契約において7,000万円の損失、B契約の保険関係成立期間内に締結した輸出契約において5,000万円の損失が発生したものとします。

なお、支払保険金を算定する際に用いる保険金額の保険価額に対する割合は、90%とします。



A契約、B契約の支払保険金は、A契約、B契約それぞれの保険金支払限度額の範囲内、かつ、合計してA契約、B契約の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額である1億円の範囲内です。

この場合の支払保険金は次のとおりです。

<A契約の支払保険金>

損失額 7,000 万円 \times 90% = 6,300 万円となり、A契約の保険金支払限度額1億円の範囲内です。

よって、A契約の支払保険金は **6,300万円**となります。

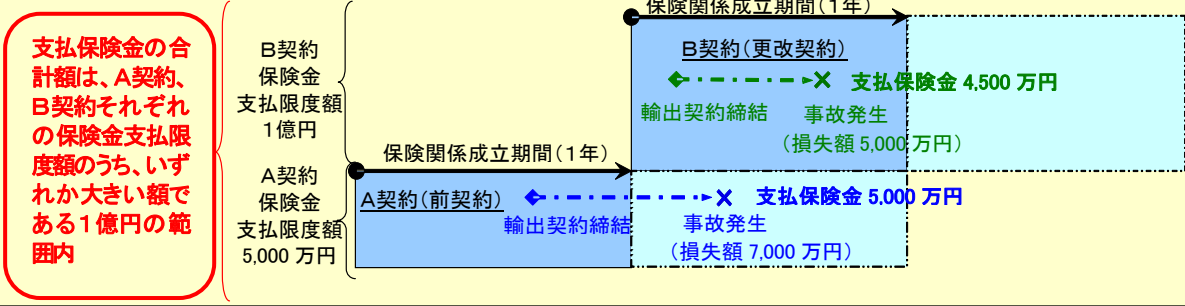
<B契約の支払保険金>

損失額 5,000 万円 \times 90% = 4,500 万円となり、B契約の保険金支払限度額1億円の範囲内ですが、B契約の支払保険金は、A契約の支払保険金 6,300 万円と合計してそれぞれの保険金支払限度額のうちいずれか大きい額である1億円を超えることはできません。

よって、B契約の支払保険金は、1億円 - 6,300 万円 = **3,700万円**となります。

以上より、A契約とB契約の支払保険金の合計額は **1億円**となります。

例2. 増額更新のケース



A契約、B契約の支払保険金は、A契約、B契約それぞれの保険金支払限度額の範囲内、かつ、合計してA契約、B契約の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額である1億円の範囲内です。

この場合の支払保険金は次のとおりです。

<A契約の支払保険金>

損失額 7,000 万円 \times 90% = 6,300 万円となりますが、A契約の支払保険金はA契約の保険金支払限度額 5,000 万円を超えることはできません。

よって、A契約の支払保険金は **5,000 万円** となります。

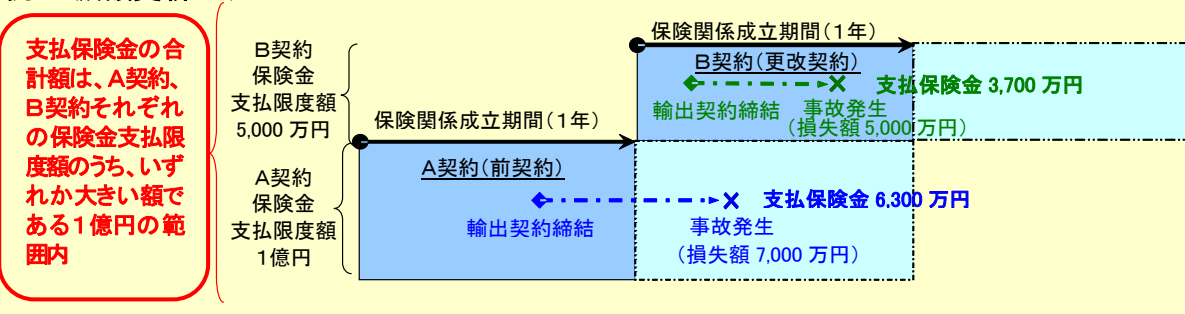
<B契約の支払保険金>

損失額 5,000 万円 \times 90% = 4,500 万円となり、B契約の保険金支払限度額1億円の範囲内、かつ、A契約の支払保険金 5,000 万円と合計してそれぞれの保険金支払限度額のうちいずれか大きい額である1億円の範囲内(4,500 万円 + 5,000 万円 \leq 1億円)という条件を満たします。

よって、B契約の支払保険金は **4,500 万円** となります。

以上より、A契約とB契約の支払保険金の合計額は **9,500 万円** となります。

例3. 減額更新のケース



A契約、B契約の支払保険金は、A契約、B契約それぞれの保険金支払限度額の範囲内、かつ、合計してA契約、B契約の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額である1億円の範囲内です。

この場合の支払保険金は次のとおりです。

<A契約の支払保険金>

損失額 7,000 万円 \times 90% = 6,300 万円となり、A契約の保険金支払限度額1億円の範囲内です。

よって、A契約の支払保険金は **6,300 万円** となります。

<B契約の支払保険金>

損失額 5,000 万円 \times 90% = 4,500 万円となり、B契約の保険金支払限度額 5,000 万円の範囲内ですが、B契約の支払保険金は、A契約の支払保険金 6,300 万円と合計してそれぞれの保険金支払限度額のうちいずれか大きい額である1億円を超えることはできません。

よって、B契約の支払保険金は、1億円 - 6,300 万円 = **3,700 万円** となります。

以上より、A契約とB契約の支払保険金の合計額は **1億円** となります。

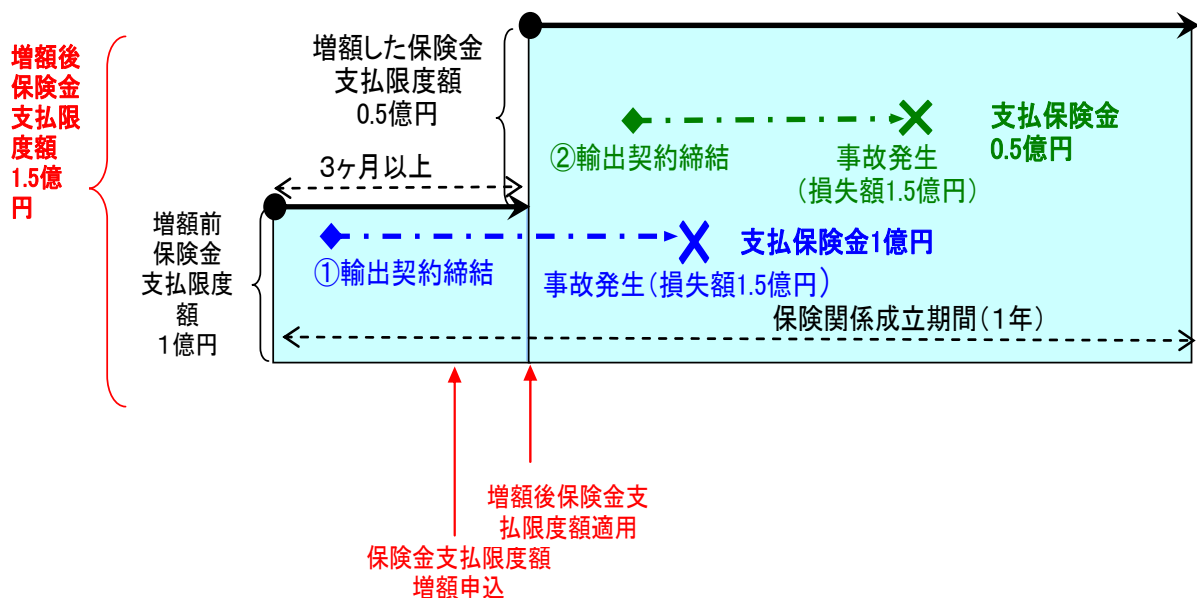
8. 期中での保険金支払限度額の増額のお申込み

保険契約締結から3ヶ月経過後、1回に限り保険金支払限度額の増額が可能です。ただし、パイヤーの格付等によってはご希望どおりに増額できない場合がございます。

増額後の保険金支払限度額の適用開始は、お申込みいただいた月の翌月（保険契約締結から3ヶ月を経過する以前にお申込みされた場合には、3ヶ月を経過した月）の1日からとなります。増額後の保険金支払限度額は、増額された保険金支払限度額の適用日以降に締結された輸出契約等が対象となります。

また、本件のお申込により追加保険料が必要となります（保険料については 15 ページの「10. 保険料」をご参照願います）。

増額後の保険金支払限度額



本ケースにおける増額後の保険金支払限度額は合計で1.5億円(増額前1億円+増額0.5億円)となります。ただし、①の輸出契約の保険事故(本ケースにおいては代金の回収不能事故とします。)は、輸出契約締結当時の保険金支払限度額1億円が適用となるため、支払保険金は1億円となります。

②の輸出契約の保険事故は、輸出契約締結時の保険金支払限度額が1.5億円であるため、他に保険事故がなければ、保険金は1.35億円(てん補率90%とします。)の支払となりますが、既に①の事故で1億円の保険金を支払っているため、支払保険金は残りの0.5億円(=1.5億円-1億円)となります。

9. 期中での仕向国追加のお申込み

保険関係成立期間中に仕向国の追加指定が可能です。仕向国の追加を希望する月の前月末日までにお申込みください。仕向国の追加による保険料の追加はありません。

10. 保険料

お支払いいただく**保険料**は、バイヤーごとに設定した保険金支払限度額に保険料率(年間)を乗じて算出されます。また、保険料率はバイヤーの属する国のリスクおよびバイヤーの格付(信用状態)により異なります。(保険料率表をご参照ください)

具体的な算出式は次のとおりです。

【保険料計算】

$$\text{(バイヤーごとの) 保険金支払限度額} \times \text{保険料率} = \text{保険料}$$

『計算例』

		(保険金支払限度額)	(保険料率)	=	(保険料)
台湾(Bカテゴリー)	EEバイヤー	100百万円	× 1.085%	=	1,085,000円
中国(Cカテゴリー)	EAバイヤー	50百万円	× 2.163%	=	1,081,500円
			保険料合計		2,166,500円

※ なお、輸出契約等の実績による保険料の精算はありません。

【保険料の返還について】

保険契約締結後に、仕向国または支払国が引受停止またはバイヤーの格付が引受対象外となった場合には、その翌月から起算した保険関係成立期間の残存月数の12月に対する割合を乗じて得た金額をお返しします。お返しする時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日または保険関係成立期間終了日のいずれか遅い日以降となります。ただし、日本貿易保険が認める場合は、それよりも早くお返しすることもあります。

なお、次の場合は保険料をお返ししません。

- ① 返還の対象となる保険料が3万円未満の場合
- ② お客様が損失の発生または危険の発生を通知した場合
- ③ 保険契約の無効、失効(保険契約締結後に、仕向国または支払国が引受停止またはバイヤーの格付けが引き受け対象外となった場合を除く)、または解除の場合

【限度額増額申込時の追加保険料】

期中での保険金支払限度額を増額した場合に追加でいただく保険料は、増額した保険金支払限度額に対する年間保険料相当額となります。

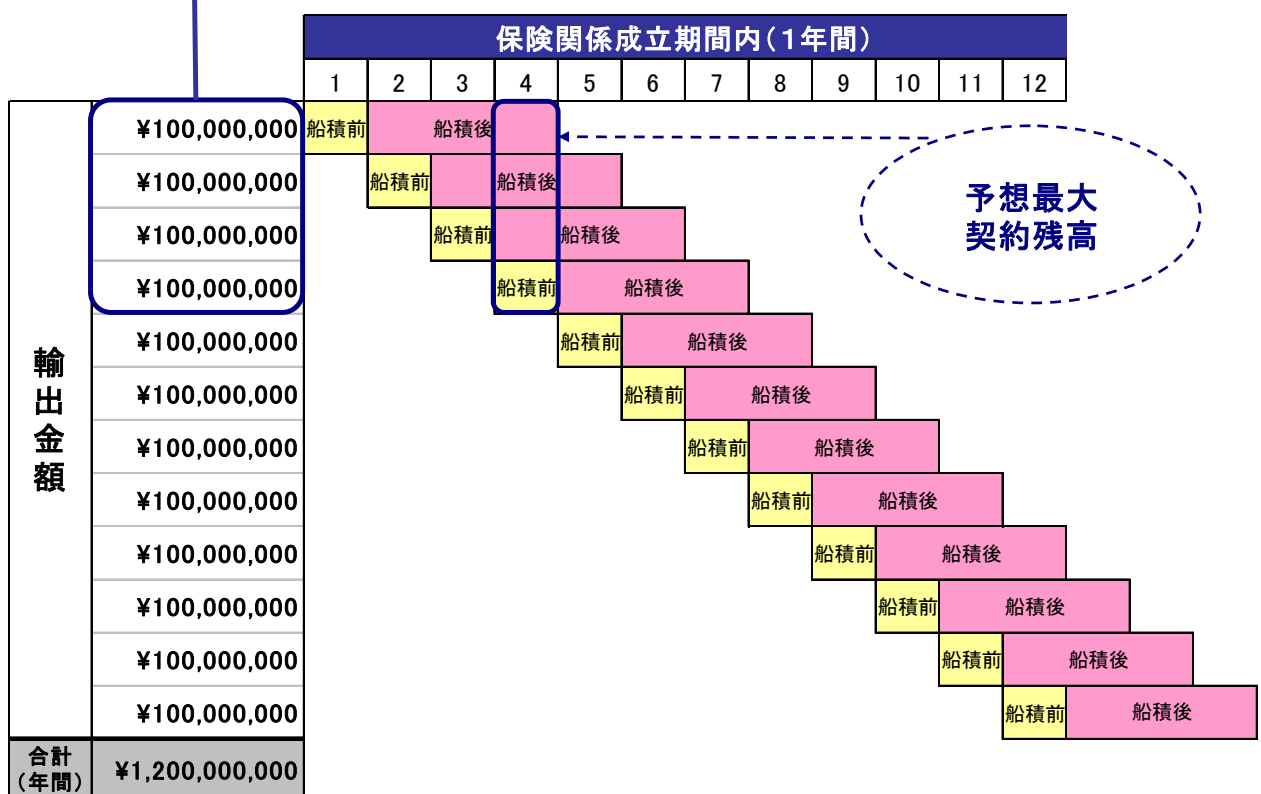
<保険金支払限度額の設定と保険料イメージ>

◆前提条件
 本邦の輸出者が、米国(国カテゴリーA)のEA格バイヤーと毎月コンスタントに契約金額1億円の輸出契約を締結、船積前期間は1ヶ月、支払条件はT/T 90days after B/L date

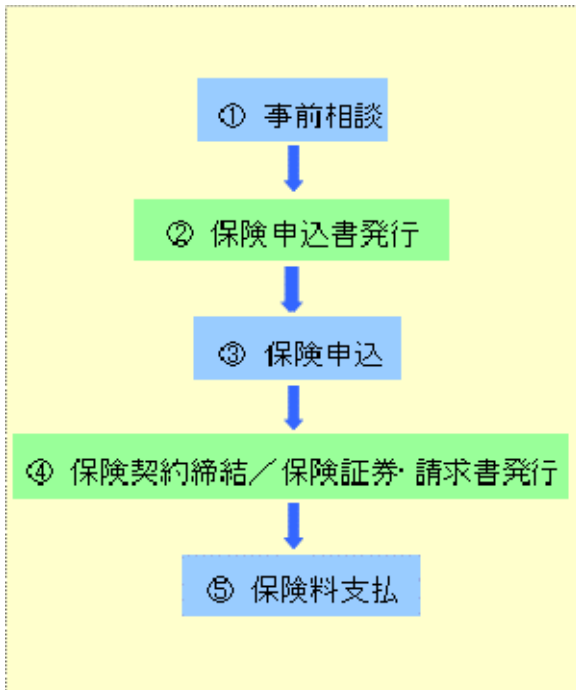
保険金支払限度額 **¥360,000,000** × 保険料率 **1.168%** = 年間保険料 **¥4,204,800**
(国カテゴリーA・バイヤー格付EA格)

(予想最大契約残高 × 付保率90%)

予想最大契約残高 **¥400,000,000**



11. 保険のご相談・お申込みフロー



- ① 企業概要書、輸出の見込、事前相談依頼書をご提出ください。
(保険契約の申込期限は毎月月末、契約締結日は翌月1日
※になりますので事前相談・申込みのタイミングにはご注意ください。)
※1日が日曜日、土曜日および休日に該当するときは、直後の日本貿易保険の営業日となります。
- ② 設定することができる保険金支払限度額等の契約内容についてお客様に確認いただいた後、契約内容を明記した保険申込書を日本貿易保険より発行します。
- ③ 上記申込書に、ご捺印の上申込書をご提出ください。
(申込期限は毎月月末までとなります。)
- ④ 保険申込書受領後、翌月1日以降に日本貿易保険より保険証券を保険料請求書と併せて発行します。
- ⑤ 日本貿易保険が指定する口座にお振り込みください。
(注) 通常、保険料請求書の発出日から起算して 20 日目が期限となります。

13. 損失の発生などの通知

輸出契約等について損失を受けるおそれがあったり、実際に損失が発生したときは、次の手続きをお取りください。(21 ページの例示をご参照ください。)

また、お客様には、債権の保全や損失の防止のために必要となる措置を講じていただく義務があります。詳しくは重要事項説明書の「お客様に履行していただく約款上の義務について」をご参照ください。

(1) 事情発生のお知らせ

決済期限前に輸出契約等の締結の相手方についての破産手続開始の決定または破産手続開始の決定に準ずる事由の発生を知ったときは、その日から 15 日以内に事情発生通知書をご提出ください。

(2) 危険発生のお知らせ

輸出契約等の相手方の債務履行遅滞が発生した場合は、決済期限から 45 日以内に危険発生通知書をご提出ください。

(3) 損失発生のお知らせ

お客様が損失の発生を知ったときは、損失の発生日から 45 日以内に損失発生通知書をご提出ください。

(4) 危険または損失発生通知後の入金通知

お客様が上記の危険発生通知書または損失発生通知書をご提出いただいた後、保険金のご請求までに、当該提出に係る輸出契約等の相手方または保証人から入金があった場合には、入金のあった日から1ヶ月以内かつ保険金請求前に入金通知書をご提出ください。

14. 保険金の請求

保険金の請求は、保険金の請求期間内に、日本貿易保険に対し**保険金請求書**に必要書類を添付して行っていただきます。(損失発生通知書のご提出だけでは保険金は支払われませんのでご注意ください。)

なお、保険金請求手続きの詳細については、日本貿易保険本店査定回収グループまでお問い合わせください。

(1) 保険金の請求期間

保険金の請求期間は、損失発生通知書のご提出以降、下表の起算日(事故が確定した日または決済期限)から原則9ヶ月以内ですのでご注意ください。

なお、起算日は、**保険事故**の内容に応じて異なります。具体的には以下のとおりです。

保険事故の内容	起算日	請求期間
貨物の船積不能	事故が確定した日	損失発生の通知日以降
代金の回収不能		
非常危険・相手方の破産手続開始の決定	決済期限	損失発生の通知日以降
相手方の3ヶ月以上の債務履行遅滞	決済期限	決済期限から3ヶ月を経過した日以降 ※

※ 請求の期限は、保険金請求が可能となった日から6ヶ月以内となることにご注意ください。

なお、何らかの理由により、お客様が上記の請求期間内に保険金を請求できない場合には、日本貿易保険本店査定・回収グループあてにご連絡ください。正当な理由がある場合には、猶予期間の設定ができます。

(2) 支払保険金

① 貨物の船積不能に関する事故の場合

お支払いする保険金は、損失額に90%を乗じて得た額となります。

ただし、保険金額が上限となり、**保険金支払限度額**※の範囲となります。

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times 90\% \leq \text{保険金額}$$

② 代金の回収不能に関する事故の場合

お支払いする保険金は、損失額に保険契約締結時に定めた保険金額の保険価額に対する割合を乗じて算出します。

ただし、保険金額が上限となり**保険金支払限度額**※の範囲内となります。

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \leq \text{保険金額}$$

保険金の支払いの順については、代金の回収不能、貨物の船積不能の順となります。複数の債権がある場合は、以下の順で保険金支払限度額までお支払いします。

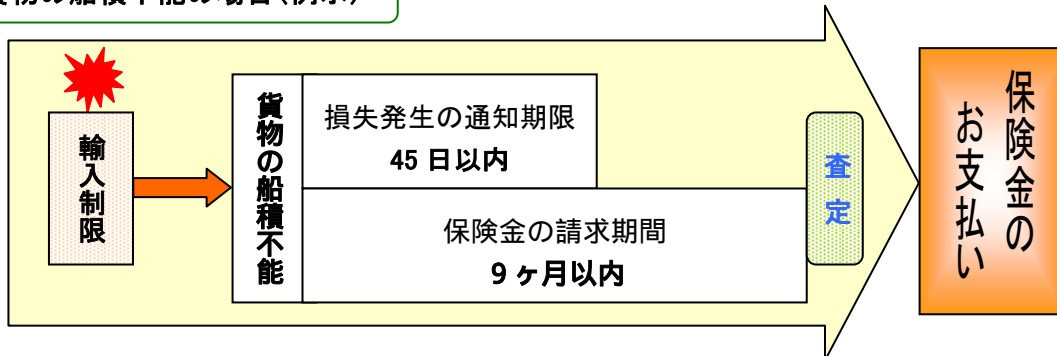
保険金支払い順	保険金請求に複数の債権がある場合
①代金の回収不能	決済期限の順(決済期限が同日の場合は金額が大きい順)
②貨物の船積不能	輸出契約・仲介貿易契約の締結日の順

保険金は、原則として、請求日から2ヶ月以内にお支払いいたします。
ただし、日本貿易保険が調査のために特に日時を要するときは、お時間をいただくことがあります。

※ バイヤーを同じくする複数の限度額設定型貿易保険契約が存在し、各々の保険契約によって日本貿易保険が保険金を支払う場合は、上記の条件に加えて、支払保険金の合計額は各々の証券記載の保険金支払限度額のうちいずれか大きい額の範囲内となります。(12ページをご参照ください。)

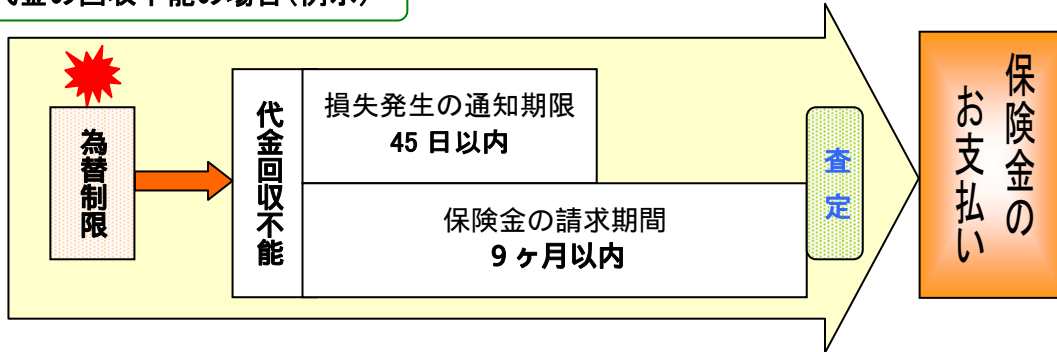
[参考] 保険事故が発生した場合のイメージ

① 貨物の船積不能の場合(例示)



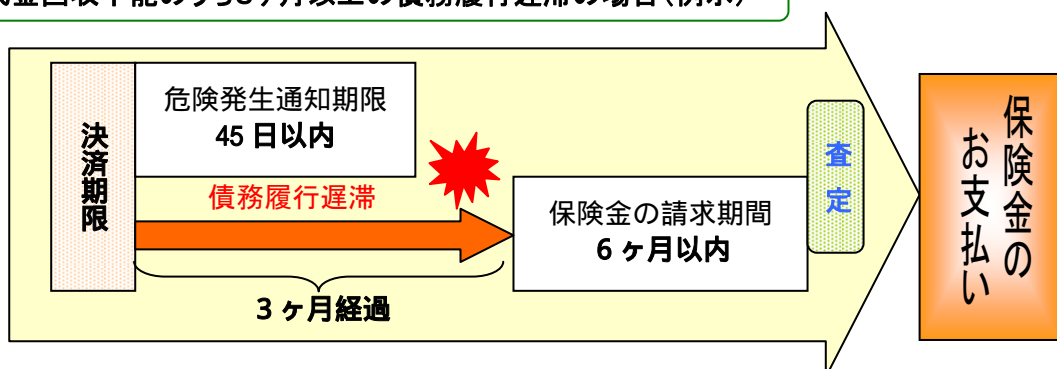
てん補事由の一つである「輸入制限」は、仕向国の政府等が法令等に基づいて行う輸入の一般的な制限または禁止措置を意味しており、保険期間の開始日(輸出契約等締結日)から船積みまでの間に当該事由が発生して損失を受けた場合には、「貨物の船積不能事故」に該当します。

② 代金の回収不能の場合(例示)



てん補事由の一つである「為替制限」は、外国の政府等が法令等に基づいて行う為替取引の一般的な制限または禁止措置を意味しており、船積みから決済期限までに当該事由が発生して損失を受けた場合には、「代金の回収不能事故」に該当します。

③ 代金回収不能のうち3ヶ月以上の債務履行遅滞の場合(例示)



てん補事由の一つである「3ヶ月以上の債務履行遅滞」は、輸出契約等の相手方が債務の履行をなすべき決済期限から3ヶ月を経過してもなお履行しない状態を指し、決済期限から3ヶ月経過した時点で保険事故となります。

15. 債権の回収

(1) 回収義務

保険金を請求されたお客様は、保険金請求の対象となっている債権について、その回収に努めなければなりません。(以下**回収義務**といいます。)

また、その回収の履行状況については、日本貿易保険あてに定期的に報告していただきます。(以下**履行状況報告義務**といいます。)

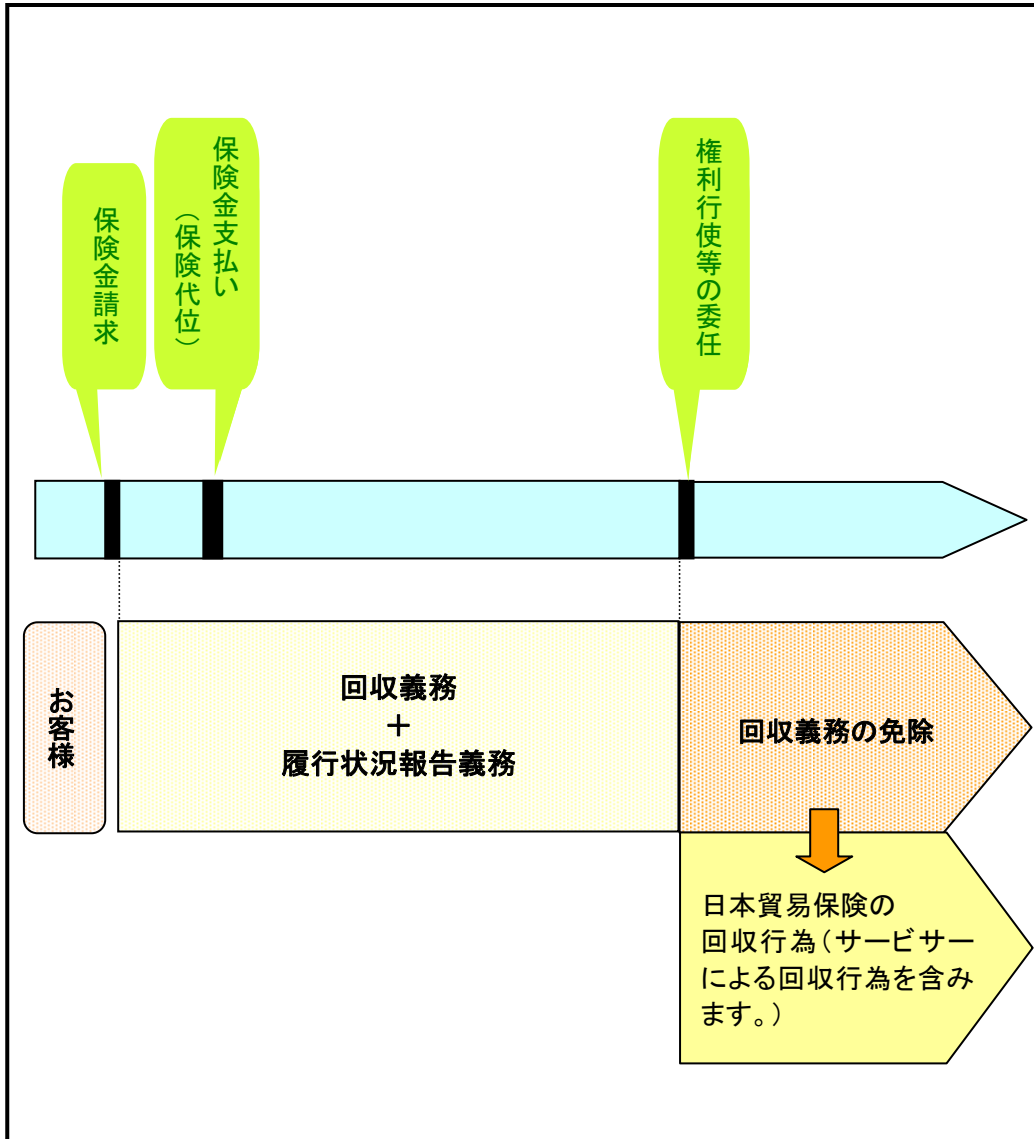
報告時期	保険金請求日から 3ヶ月ごと (決済期限から2年を経過した場合は1年ごととなります。) ただし、何らかの状況の変化を知ったときは、上記にかかわらず、遅滞なく報告していただきます。
-------------	---

日本貿易保険は、保険金の支払いと同時にお客様の債権をてん補割合に応じて代位取得(保険代位)いたします。ただし、日本貿易保険が代位取得を行った後も、お客様には引き続き回収義務を履行していただきます。

なお、日本貿易保険が自ら回収した方が良くと判断した場合には、以下の手順を経て、日本貿易保険が回収いたします。(この場合、お客様の回収義務は免除されます。)

- ① お客様にはてん補割合部分(損失額と支払保険金額との差額部分をいいます。)の回収に係る「権利行使等の委任」を日本貿易保険に対して行っていただきます。
(「権利行使等の委任」の前に、日本貿易保険が代位取得の効果を外国の債務者およびそれ以外の第三者に対して法的に主張できるものとするために必要な手続(対抗要件の具備といいます。)を行っていただく場合があります。)
- ② この「権利行使等の委任」により、お客様の回収義務は免除され、日本貿易保険が自ら回収行為(サービサーによる回収行為を含みます。)を行うこととなります。

回収に係る権利義務関係のイメージ図



(2) 回収金の納付

お客様が保険金の請求をされた後に代金を回収された場合は、回収された日(保険金の支払いを受ける以前に回収された場合は、保険金の支払いを受けた日となります。)から1ヶ月以内に**回収金納付通知書**を出していただき、指定された日までに、以下の納付額を日本貿易保険の口座にお振り込みいただきます。

納付額の算出式は次のとおりです。

① 貨物の船積不能事故の場合

- ㊦ 船積不能貨物を処分することにより回収した金額がある場合

$$\text{納付額} = (\text{転売額} - \text{当額貨物の評価額} - \text{処分費用}) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{損失額}}$$

※ 「当該貨物の評価額」とは、保険金請求時において、船積不能となった貨物が処分されていないため、保険金査定時に損失額からの控除対象となった当該額をいいます。なお、「転売額」が「評価額」を下回る場合は、納付の必要はありません。

- ① 上記㊦以外により回収した金額がある場合

$$\text{納付額} = (\text{回収金額} - \text{処分費用}) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{損失額}}$$

② 代金の回収不能事故の場合

- ㊦ 代金回収不能貨物を処分することにより回収した金額がある場合

$$\text{納付額} = (\text{転売額} - \text{回収費用}) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{損失額}} - \text{控除利息充当額}$$

- ① 上記㊦以外により回収した金額がある場合

$$\text{納付額} = (\text{回収金額} - \text{回収費用}) \times \frac{\text{支払保険金額}}{\text{損失額}} - \text{控除利息充当額}$$

※ お客様は、決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金支払日以前の場合には、当該回収があった日となります。)までに発生した延滞金利を負担しています。このため、回収があった場合は、当該回収金から、この延滞金利負担分に相当する金額を一定の方式で計算し、それを控除して日本貿易保険へ納付することができます。この延滞金利相当金額を「控除利息」といい、回収金から先に控除することができます。

(3) 外貨による回収金の納付

契約通貨が外貨である場合、お客様が回収された回収金は、その契約当初の通貨で日本貿易保険が指定した口座にお振り込みいただきます。口座は、通貨ごとに指定されており、主要な通貨の口座をご用意しています。(日本貿易保険のホームページをご覧ください。)この場合、円での納付は承っておりませんのでご注意ください。

ただし、日本貿易保険が口座を開設していない通貨の場合は、例外として、「回収を確認した日」の換算レートで円転してお振り込みいただきます。

16. サービサー回収制度

日本貿易保険には、お客様の貿易保険付き債権の回収効率向上と債権回収に伴う事務負担や事務コストを軽減することを目的とした、「サービサー」による債権回収サービスがあります。

本保険に関して、信用事故事由(ただし、バイヤーの破産手続開始が決定されている債権は除きます。)によって保険金をお支払いした債権については、原則として提携サービサーの協力を得て日本貿易保険が回収を実施することとなります。

(1) 「サービサー回収制度」とは

日本貿易保険が、サービサー(債権者からの委託を受けて債権回収を行う事業者等のことで、信用情報の提供など債権回収に関する様々なサービスを提供することから、「Servicer」と呼ばれています。)への委託により債権回収を行うことを、サービサー回収制度としております。委託先については、債権の内容・債務者の存在する地域などを参考に、日本貿易保険が個々の債権回収に適したサービサーを選択しております。

なお、日本貿易保険が利用するサービサーは、我が国の「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき債権回収を業として行うものではなく、外国において債権回収を専門に扱う事業会社および弁護士事務所を指します。

(2) 「サービサー回収制度」の対象債権と対象国

① 対象債権

原則として信用事故事由(ただし、バイヤーの破産手続開始が決定されている債権は除きます。)によって保険金をお支払いした債権となります。

② 対象国

制限はありません。

③ 費用(サービサーへの対価)

債権回収に係るサービサーに支払う対価は、原則成功報酬となっております。つまり、サービサーが債権回収に成功した場合にのみ、回収金額に債権額および対象国に応じた一定割合を乗じた金額が成功報酬としてサービサーに支払われます。実際にサービサーが債権回収に成功した場合には、まず回収金額から係る成功報酬金額を回収費用として差し引き、その残額をてん補割合に応じてお客様と日本貿易保険で比例配分し、てん補割れ部分を日本貿易保険からお客様にお支払いすることとなります。

(3) サービサー回収への移行時期

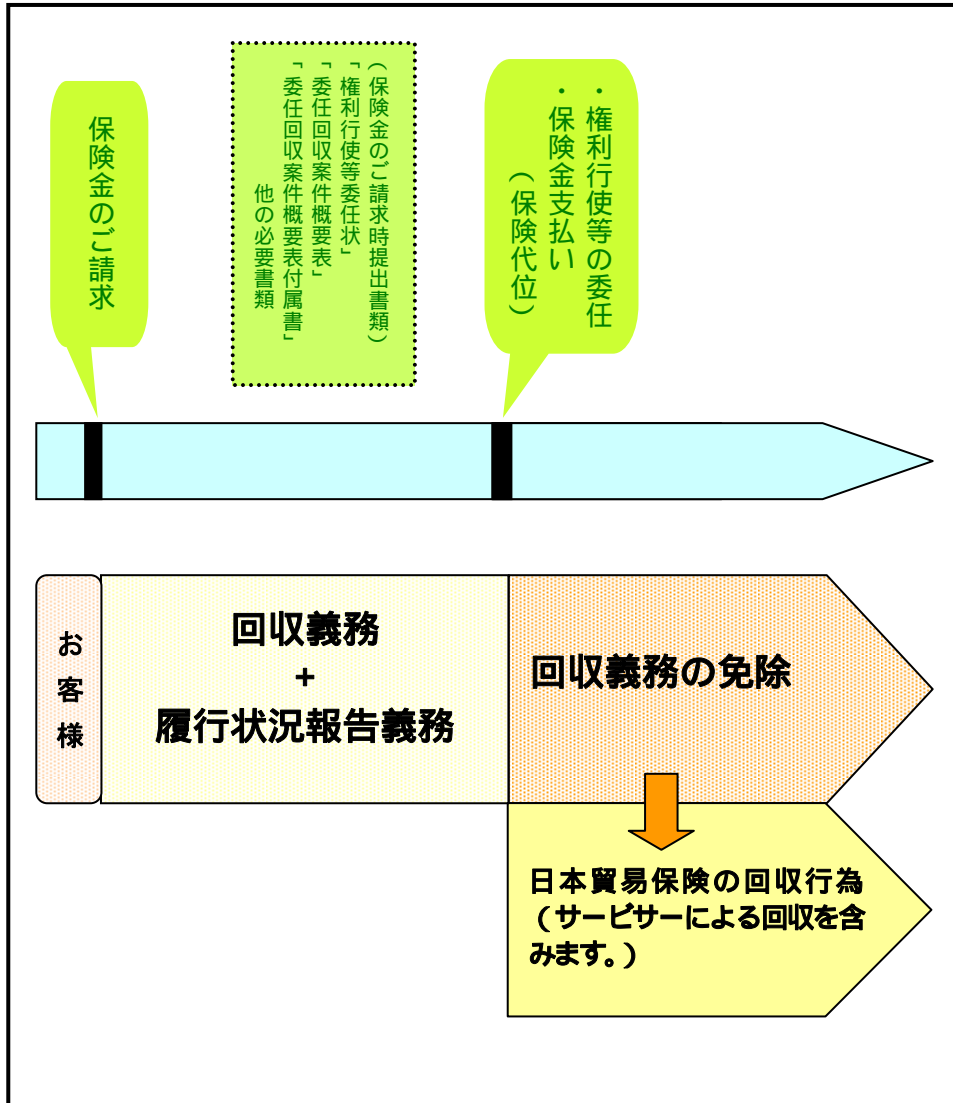
保険金請求時に、必要書類を日本貿易保険本店査定回収グループまでご提出いただき、日本貿易保険が保険金をお支払いした時点となります。(サービサー回収へ移行した場合、お客様の回収義務は免除されることとなります。)

なお、お客様自らによる債権回収をご希望される場合は、「合理的な理由認定申請書」に具体的な回収方針や計画を記載の上、日本貿易保険にご提出いただき、日本貿易保険が認定した場合に限り、お客様に債権回収を行っていただきます。

サービサー回収制度の詳細および関連する必要書類の書式については、日本貿易保険のホームページにてご覧いただけます。(<http://www.nexi.go.jp/>)

サービサー回収制度に関すること、お手続き、その他ご不明の点については、日本貿易保険本店査定回収グループまでお問い合わせください。

サービス回収に係る権利義務関係のイメージ図



17. 保険のお申込み窓口

本保険のお申込みの受付は、日本貿易保険本店、大阪支店の各窓口で行っております。

窓 口

本店営業第一部 契約業務グループ カスタマー・リレーションズ・チーム	〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館3F	TEL0120-671-094(フリーダイヤル) TEL 03-3512-7667 FAX 03-3512-7687
大阪支店 営業グループ	〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-1-22	TEL0120-649-818(フリーダイヤル) TEL 06-6233-4018 FAX 06-6233-4001

※ 上記窓口是直接お申込みいただくほか、日本貿易保険の各業務委託先会社経由でもお申込みをいただけます。お申込みが可能な業務委託先会社につきましては、日本貿易保険営業第一部営業企画グループ(TEL:03-3512-7665)までお問い合わせください。なお、業務委託先会社は日本貿易保険への取り次ぎを行うものであり、特約書や保険契約の締結相手は日本貿易保険となります。

18. 貿易保険に関するお問い合わせ先

シッパーコード、パイヤーコード、格付に関するお問い合わせ

本店営業第一部契約業務グループ カスタマー・リレーションズ・チーム	TEL 0120-671-094(フリーダイヤル) TEL 03-3512-7667	FAX 03-3512-7687
大阪支店営業グループ	TEL 0120-649-818(フリーダイヤル) TEL 06-6233-4018	FAX 06-6233-4001

損失発生等の通知、保険金請求、債権回収に関するお問い合わせ

本店債権業務部査定回収グループ	TEL 0120-673-094(フリーダイヤル) TEL 03-3512-7663	FAX 03-3512-7676
------------------------	---	-------------------------

19. 日本貿易保険ホームページによるご案内

このパンフレットは、限度額設定型貿易保険の特徴を説明したものです。
詳しくは日本貿易保険のホームページに掲載しております限度額設定型貿易保険約款・関連規程および重要事項説明書をご覧ください。

限度額設定型貿易保険の約款等関連規程、重要事項説明書および各種申込み・通知様式は、日本貿易保険のホームページからダウンロードが可能となっております。また、ホームページでは、保険料計算シミュレーションも可能ですので、ぜひご利用ください。

URL <http://www.nexi.go.jp>

発行：独立行政法人 日本貿易保険



2011年1月